

平成 29 年 4 月

自治体都市計画所管部局長 様
都市計画コンサルタント会社社長 様

ejob 事業運営委員会
委員長 久保田 尚

ejob 事業の本格実施開始のお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、都市計画 4 団体（(公社)日本都市計画学会、(公財)都市計画協会、(一社)都市計画コンサルタント協会、(認定 NPO)日本都市計画家協会）は、都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob 事業）につきまして、平成 27～28 年度の試行実施の結果を踏まえ、下記のとおり本格実施を開始することとしましたので、お知らせ申し上げます。

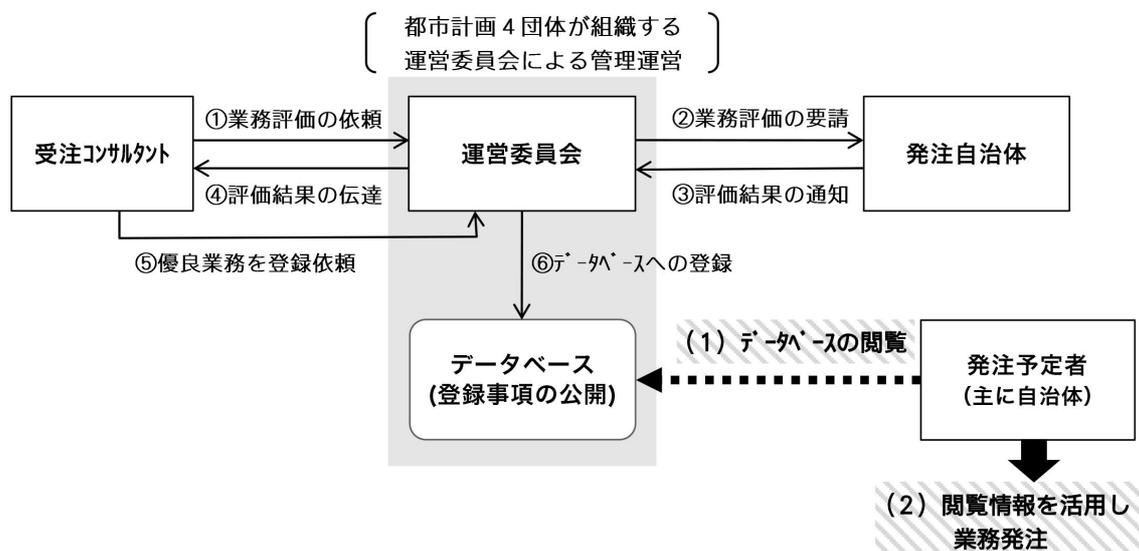
本事業の管理・運営は、都市計画 4 団体の代表者で構成される当運営委員会が行います。本事業に関するお問い合わせは当運営委員会事務局（末尾記載の連絡先）までお願い致します。

記

すべての自治体、コンサルタントの皆さまへ

1. 事業の仕組

本事業の仕組は、別紙「都市計画コンサルタント優良業務登録事業要項」及び「業務評価要領」の規定のとおりですが、その概略を下図に示します。



2. 本格実施の開始時期

本事業の本格実施は、平成 29 年 4 月から開始します。

3. 平成 29 年度の登録対象業務

平成 29 年度の登録対象業務は、事業要項第 4 に規定する業務で、平成 28 年度に完了したもの（平成 29 年度 4 月～12 月の間に完了したものを含む。）とします。ただし、平成 27 年度に完了した業務であっても、発注自治体の了解が得られた場合は対象とします。

4. 評価依頼の受付期間

上記登録対象業務の評価依頼受付期間は、次のとおりです。

協力表明自治体（下記ホームページ参照）の発注業務: 平成 29 年 4 月 24 日から 7 月 31 日までとします。ただし、本年 4 月～12 月の間に完了した業務については、個別にご相談下さい。

上記以外の自治体の発注業務: 平成 29 年 7 月 31 日以降であっても、当該自治体が協力表明されて後、二ヶ月間は受け付けます。自治体の協力表明状況は下記ホームページでご確認いただけます。

<ejob 事業ホームページ: <http://www.tokeikyou.or.jp/touroku.html>>

5. 登録料

発注自治体による評価で「優良業務」とされた業務を上記ホームページ上のデータベースに登録します。この登録に際してコンサルタントが運営委員会に支払う登録料は、1 業務当たり 5,000 円とします。

6. 試行期間中の登録データの取扱い

本事業の試行期間（平成 27 年度及び 29 年度）中にデータベースに登録された優良業務データは、そのまま本格実施後のデータベースに繰り入れます。

ただし、事業要項案等の見直しにより、業務分野の区分及び業務評価基準が変更されましたので、その違いが確認できるよう関連情報を添えます。

既に協力表明いただいている自治体の皆さまへ

平成 27 年度及び 28 年度の本事業の試行実施に際しまして、協力表明をしていたき誠に有難うございます。お陰様で、2 年度の試行におきまして下表のような実績を得ることができました。ご多忙の中、評価作業を担ってくださった皆さまに改めてお礼申し上げます。

試行年度	評価依頼件数	DB 登録件数
平成 27 年度	43 件	27 件
平成 28 年度	71 件	36 件

本事業は自治体の皆さまのお力添えなければ成立しません。本格実施につきましても引き続きご協力のほどお願い申し上げます。

今後協力しても良いとお考えの自治体の皆さまへ

試行段階では約 80 団体の自治体にご協力を頂戴しましたが、本事業のデータベースがより有効なものとして機能するためには、ご協力いただける自治体の増加が何にも増して重要です。皆さまの積極的なご参加を心よりお待ち申し上げます。

ご協力いただく場合の手順は、以下のとおりです。

- 1) 末尾記載の連絡先に「協力する」旨のご連絡をお寄せ下さい。
- 2) 当運営委員会事務局から「協力依頼書」と「回答雛形」をメール送信します。
- 3) その内容をご確認いただき、問題がなければその旨の返信をお願いします。
- 4) 当運営委員会委員長名の正式な「協力依頼書」を郵送します。
- 5) 同封の返信用封筒にて「回答書」を返送して下さい。
- 6) 回答書が届きましたら、本事業のホームページ上に自治体名等を掲載します。

コンサルタントの皆さまへ

本事業は、コンサルタントの皆さまの積極的なご参加がなければ始まりません。しかし、「参加したくても協力自治体に限られていて参加できない」とお感じの方が少くないと存じます。当運営委員会としましても、この点の改善は今後の最重要課題と捉え、様々なチャネルや媒体を通じて自治体関係部局への協力依頼を進めてまいります。

併せまして、コンサルタントの皆さまからの自治体への働きかけも大変有力なチャネルとなりますので、ご協力が得られそうな自治体関係者を、事務局（下記）に是非ご紹介下さいますようお願い致します。

運営委員会事務局（（公財）都市計画協会内）連絡先

e-mail: ejob@tokeikyou.or.jp

tel: 03-3262-3491（担当 佐々木、藤塚）

都市計画所管部局長（コンサルタント会社社長）様

ejob 事業へのご協力のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども都市計画4団体は、都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob 事業）について平成 25 年度より準備を重ね、この度、事業要項および評価要領を確定し、平成 29 年度より本格実施を開始することとしました。

本事業は、自治体から発注される都市計画コンサルタント業務について、受注コンサルタントの仕事内容を当該発注自治体に評価していただき、優良と評価されたものを公開することにより、コンサルタントの能力向上の動機付けと同時に自治体発注事務の利便向上を図ろうとするものです。本事業の成功には、コンサルタントの皆様の積極的なご参加と自治体の皆様のご理解・ご協力が不可欠です。

関係する方々にご負担をお掛けすることになりますが、都市計画業務発展の一助になるものと確信して本事業を推進してまいりますので、よろしくご協力下さいますようお願い申し上げます。本格実施の詳細およびご協力頂ける場合の手順につきましては、本事業を管理・運営する ejob 事業運営委員会より別途お知らせ申し上げます。

平成 29 年 4 月

公益社団法人日本都市計画学会

会長 横張 真

公益財団法人都市計画協会

会長 板倉英則

一般社団法人都市計画コンサルタント協会

会長 松原悟朗

認定 NPO 法人日本都市計画家協会

会長 小林英嗣